



第 159 回
定時株主総会
招集ご通知

■ 日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

■ 場所

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
当社本社 講堂
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)



美濃窯業株式会社
MINO CERAMIC CO.,LTD.

証券コード：5356

最高の品質こそ最大のサービス

これが美濃窯業を支える企業ポリシーです。

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第159回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長

太田滋俊



美濃窯業グループの品質方針

1. 私たちはお客様に最高の品質を最大のサービスとして提供します。
2. 私たちは最高の品質を提供するために、製品や社内の仕組みを継続的に改善してゆきます。

「最高の品質」とは

1. 感動を与える品質
2. 期待以上の価値
3. 一番初めに選ばれる

株主各位

証券コード 5356

2021年6月14日

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地

美濃窯業株式会社

取締役社長 **太田 滋俊**

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が拡大しています。当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2 場 所	岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地 当社本社 講堂
3 目的事項	報告事項 1. 第159期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第159期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mino-ceramic.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎**新型コロナウイルスに関するお知らせ**
- 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況を受け、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面での議決権行使をお願い申し上げます。
また、会場へのご出席に際しましては、当日までの健康状態にご留意の上、マスクご持参などの感染予防にご協力をお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	おおた しげとし 太田 滋俊 (1951年12月12日生)	1980年 4月 当社入社 1987年 6月 当社取締役 1989年 6月 当社常務取締役 1993年 6月 当社専務取締役 1999年 6月 当社代表取締役社長（現任） 2000年 1月 株式会社ビョープライト代表取締役社長（現任） 2000年 6月 ミノセラミックス商事株式会社代表取締役社長（現任） 2004年 6月 美州興産株式会社代表取締役社長（現任） 2005年 9月 日本セラミックエンジニアリング株式会社代表取締役社長（現任）	606,158株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	なかしま まさや 中島 正也 (1953年3月16日生)	1976年 4月 当社入社 2003年 5月 執行役員 プラント部長補佐 2006年 6月 常務執行役員 プラント部長補佐 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業部・プラント部管掌 2015年 3月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当 2015年 6月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当（現任）	41,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	はせがわ いくお 長谷川 郁夫 (1965年3月7日生)	1988年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2012年 4月 同行西船橋支店長 2014年 4月 当社管理担当部門長 2015年 3月 管理担当部門長兼総務人事部長 2015年 6月 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2016年 6月 当社取締役 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2017年 6月 当社取締役 執行役員 管理部門担当、総務人事部長 兼経営企画担当（現任）	4,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	いしかわ ゆたか 石川 豊 (1959年11月7日生)	1985年 4月 当社入社 2015年 6月 執行役員 プラント部長 2016年10月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 2017年 1月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長 2017年 6月 当社取締役 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長（現任）	5,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	おおしま たかふみ 大島 崇文 (1954年1月30日生)	1979年 4月 日本特殊陶業株式会社入社 2007年 6月 同社取締役 2009年 6月 同社常務取締役 2011年 6月 同社専務取締役 2013年 6月 同社代表取締役副社長 2016年 6月 退任 2019年 6月 当社社外取締役（現任）	1,200株

【選任理由及び期待される役割の概要】

大島崇文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を活かし、外部的視点から社業全般に関して客観的、中立的な意見発信をいただけることを期待して選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島崇文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大島崇文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、大島崇文氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載の通りです。各取締役候補者が取締役役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大島崇文氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案**監査等委員である取締役2名選任の件**

監査等委員である小塚永生氏、高野正和氏及び澁谷英司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 新任	やまだ としひこ 山田 俊彦 (1956年9月21日生)	1979年 4月 当社入社 2012年 6月 執行役員 営業企画部長兼名古屋営業所長 2015年 3月 執行役員 RE事業部生産部長兼四日市工場長 2015年 6月 当社取締役 執行役員 RE事業部生産部長兼四日市工場長 2016年10月 当社取締役 執行役員 RE事業部長 2019年 4月 当社取締役 執行役員 RE事業部長兼RE営業部長（現任）	12,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任	しぶや えいじ 澁谷 英司 (1957年1月28日生)	1979年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1983年 3月 公認会計士登録 2004年 5月 監査法人トーマツ代表社員 2013年 6月 日本公認会計士協会東海会副会長 2013年 7月 日本公認会計士協会理事 2018年 7月 有限責任監査法人トーマツ退社 2018年 8月 澁谷英司公認会計士事務所所長（現任） 2019年 6月 日本公認会計士協会東海会岐阜県会会長（現任） 2019年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	1,200株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
<p>澁谷英司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見と見識を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の執務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験は有りませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澁谷英司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 澁谷英司氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、澁谷英司氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏及び山田俊彦氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を改めて締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載の通りです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、澁谷英司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案**補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
さとう まこと 佐藤 誠 (1960年2月15日生)	1983年 4月 丸紅株式会社入社 2010年 4月 同社 地球環境プロジェクト部長 2012年 4月 同社 資源重機プラント部長 2013年 4月 丸紅ベネズエラ会社社長 2016年 4月 丸紅イラン会社社長 2018年 4月 丸紅株式会社 執行役員中東総括（ドバイ駐在） 2020年 4月 丸紅株式会社 理事 （現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 佐藤誠氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤誠氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐藤誠氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載の通りです。佐藤誠氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

(1) 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役等に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役等に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告【本招集ご通知26頁】をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2017年6月29日開催の第155回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額150百万円以内（うち社外取締役分として年額15百万円以内）。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記（2）の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

(2)本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

②信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、59,004千円 of 金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式134,100株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に80,460千円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。

なお、当社は当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

③本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記②により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり45,960ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は229,800株となります。

④取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は27,760ポイントを上限とし、当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は18,200ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑤の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（45,960株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.42%です。

下記⑤の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

⑤当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記④に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、単元未満の株式数に対応する確定ポイント数については、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても株主総会において解任の決議をされた場合及び取締役等としての義務の違反があったことに起因して解任された場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

第5号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される監査等委員である取締役小塚永生氏及び高野正和氏に対しそれぞれの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針に沿ったものであり、相当と考えております。退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
こづか ひさお 小塚 永生	2014年 6月 当社監査役(常勤) 2017年 6月 当社監査等委員である取締役(常勤) 現在に至る
たかの まさかず 高野 正和	2010年 6月 当社社外監査役 2017年 6月 当社監査等委員である社外取締役 現在に至る

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で急速に悪化した後、社会経済活動の段階的な再開や政府の各種経済対策の効果等により景気は持ち直していましたが、感染症再拡大の懸念により年度末にかけて再び悪化傾向となりました。

今後は緊急事態宣言の再発令により個人消費の減少や雇用情勢の悪化が見込まれ、経済活動の水準がコロナ前の水準に戻るにはもう暫く時間を要すると思われることから、当面の間経済環境は不透明で厳しい状況が見込まれます。

このような状況の下、セメント業界向けを中心とする耐火物事業については、セメントの国内生産量が2年連続でマイナスになる中、新規顧客の開拓及び生産性改善等の各種コスト削減に積極的に取り組んだものの、価格競争の激化、設備投資に伴う減価償却負担の影響もあり売上高、利益ともに減少しました。

プラント事業については、設備投資環境が低調に推移する中、企業収益の悪化や設備投資計画の延期等の影響もあり、売上高、利益ともに減少しました。

建材及び舗装用材事業については、感染症の拡大及び天候不順による工事の一部遅延や中断・延期などの影響により、売上高、利益ともに減少しました。

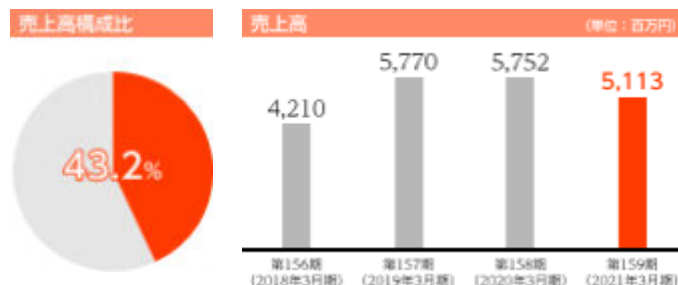
不動産賃貸事業は、遊休不動産の積極活用により売上高、利益ともに増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は11,837百万円（前期比10.4%減）、営業利益は1,156百万円（前期比16.3%減）、経常利益は1,216百万円（前期比16.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は857百万円（前期比15.3%減）となりました。

②セグメント別の状況

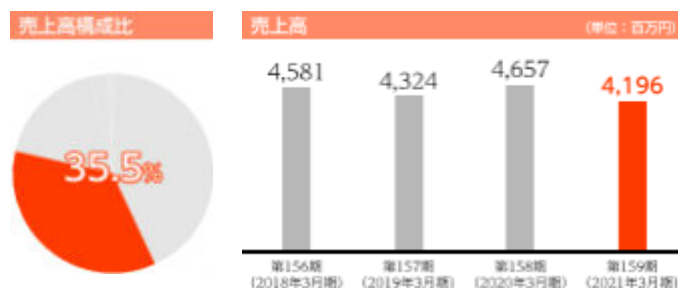
セグメント別の業績は次のとおりであります。

耐火物事業



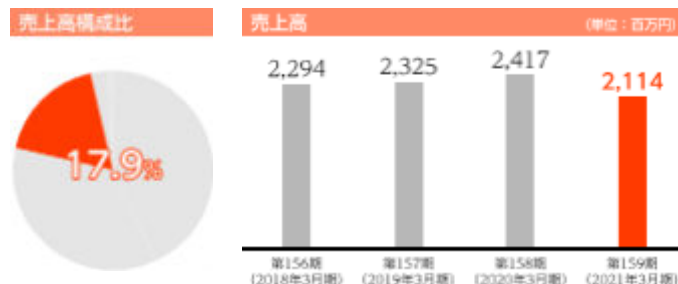
耐火物事業につきましては、当連結会計年度の売上高は5,113百万円（前期比11.1%減）、セグメント利益は282百万円（前期比25.5%減）となりました。

プラント事業



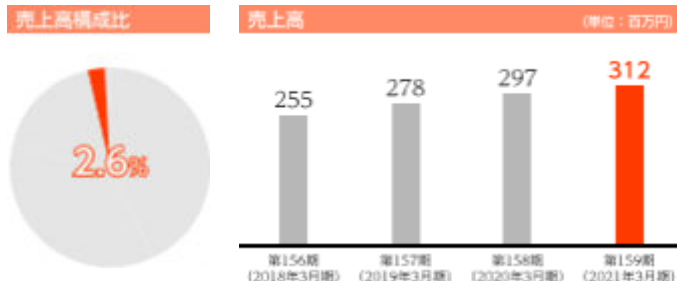
プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は4,196百万円（前期比9.9%減）、セグメント利益は589百万円（前期比19.1%減）となりました。

建材及び舗装用材事業



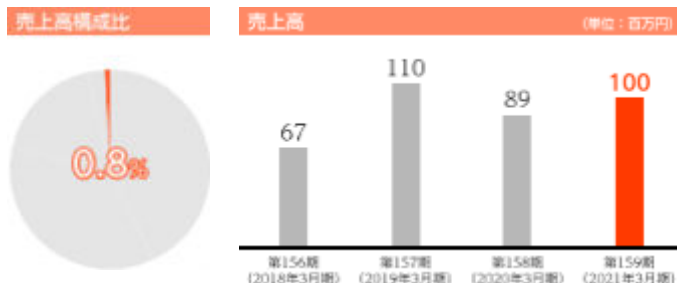
建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,114百万円（前期比12.6%減）、セグメント利益は80百万円（前期比35.2%減）となりました。

不動産賃貸事業



不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は312百万円（前期比5.0%増）、セグメント利益は155百万円（前期比6.2%増）となりました。

その他の事業



主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は100百万円（前期比12.3%増）、セグメント利益は22百万円（前期比28.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、生産能力向上のための設備拡充及び不動産賃貸事業の拡大を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は872百万円となりました。

主な内訳は、当社の東京営業所及び不動産賃貸事業の賃貸用住宅であるビルの建築554百万円、当社亀崎工場の原料配合設備42百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、経常的な資金調達のみで、増資等は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、ワクチンの普及等の新型コロナウイルス感染症抑制対策の進行に伴い経済活動が正常化することで、時間はかかるものの徐々に好転すると予想しております。しかしながら、変異株による国内感染拡大やワクチン普及の遅れなど、感染の影響が長期化もしくは深刻化した場合には、営業活動の自粛や抑制、工期の遅れなど国内製品売上高への影響が及ぶことが想定されます。

対処すべき事業上の課題といたしましては、第一に新型コロナウイルス感染症への従業員及び事業関係者への感染防止対策を徹底するとともに、製品供給体制維持を中心とした事業継続体制を構築しております。

第二に「耐火物事業」においては、リスク要因の一つである中国産窯業原料の大幅な価格変動について、その原因となった中国環境規制の動向に注視しつつ、調達先の多様化等により引き続き主要原料の安定的な確保に努力するとともに、海上コンテナ不足によるデリバリー遅延を回避すべく原料の早期手配に留意してまいります。また、高品質製品と製造・技術・販売の一体サービスの提供により、他社との差別化を図り競争力のある製品開発に注力し、より一層の顧客満足の上昇に努めるとともに、生産効率の上昇に努めてまいります。

第三に「プラント事業」においては、顧客の各種ニーズに対応すべく新製品の開発を積極的に推し進め、新市場及び新規顧客の開拓に向けて取り組んでまいります。

第四に「建材及び舗装用材事業」においては、引き続き公共事業の安定的な受注確保に繋げるとともに高機能製品の開発、新工法の開発に注力し、新規顧客開拓や新たな販売チャネルの開発に積極的に取り組んでまいります。

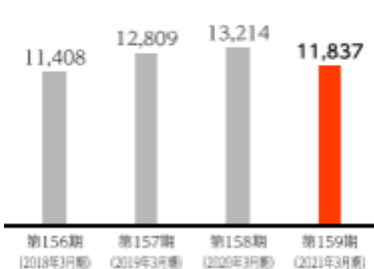
各事業においてこれらの戦略の確実な実現に努め、従来の顧客基盤を守りつつ、新たな収益基盤の構築を図るべく、グループ会社の総合力を結集して取り組んでまいります。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

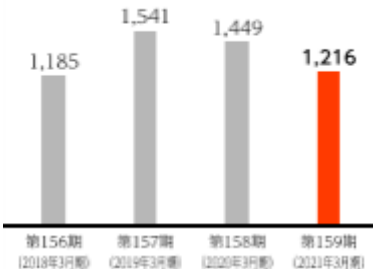
該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

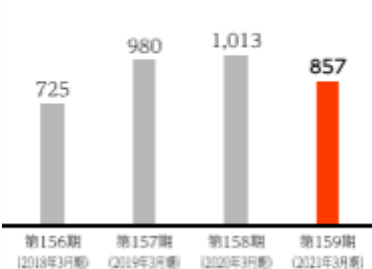
売上高 (単位：百万円)



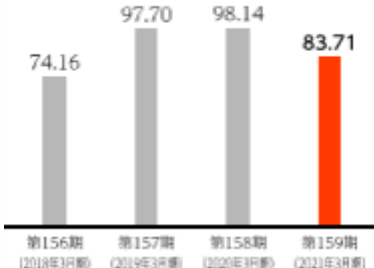
経常利益 (単位：百万円)



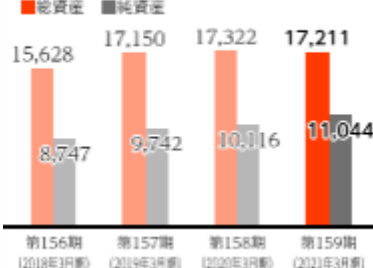
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



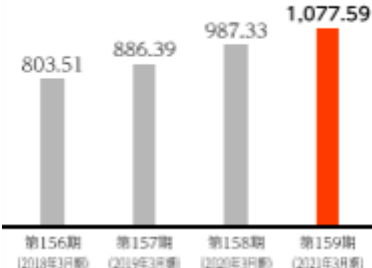
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高	11,408	12,809	13,214	11,837
経常利益	1,185	1,541	1,449	1,216
親会社株主に帰属する当期純利益	725	980	1,013	857
1株当たり当期純利益	74円16銭	97円70銭	98円14銭	83円71銭
純資産	8,747	9,742	10,116	11,044
総資産	15,628	17,150	17,322	17,211

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、株式会社日本カストディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。

2017年度は、国内セメント販売数量が前年並となる中、新規顧客及び新規市場の開拓に取り組みました。また、企業収益の改善を受けて積極的な設備投資が見られる中で、特に半導体関連向け設備の好調が続きました。中国の環境規制強化に端を発した原料費の大幅な急騰の影響があったものの、生産性向上とコストダウン、更には販売価格への転嫁がある程度進み、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2018年度は、国内セメント販売が前年比微増となる中、耐火物出荷は堅調に推移しました。また、焼成設備向け電子部品等の焼成道具であるキルンファニチャー販売が好調で、生産性向上によるコストダウンに取り組んだ結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2019年度は、耐火物事業については国内セメント販売が前年比微減となる中、設備投資の増加に伴う減価償却費の増加などによる製造コストの上昇により、売上高、利益ともに減少しました。プラント事業については仕向け先の設備投資環境が堅調に推移する中、各種コストダウンにも積極的に取り組んだことで売上高、利益ともに増加しました。以上の結果、経常利益は減益、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

2020年度は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業セグメント (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成され、耐火煉瓦の製造・販売を基礎として産業向け耐火物の製造販売、セラミックス分野を始めとするプラントの設計・施工、建築材料及び舗装用材の販売等の事業を展開しております。当社グループにおける各事業と各社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

耐火物事業…………… 当社及び株式会社ビョープライト、ミノセラミックス商事株式会社、日本セラミックエンジニアリング株式会社において耐火煉瓦、不定形耐火物、その他耐火材料の製造、販売を行っております。

プラント事業…………… 当社が設計及び施工を行っております。なお、海外プラントは主に日本セラミックエンジニアリング株式会社が窓口となっております。

建材及び舗装用材事業… 美州興産株式会社が材料の販売及び施工を行っており、この素材の一部分の道路用材及び加工製品を当社及び株式会社ビョープライトが製造供給しております。

不動産賃貸事業…………… オフィスビル及び住宅等を賃貸しております。

その他…………… 主に当社が外注品等を販売しております。

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 当社

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所(東京都千代田区)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、 大阪営業所(大阪府大阪市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、 四日市工場(三重県四日市市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

② 重要な子会社

美州興産株式会社	本社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都北区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
株式会社ビョーブライト	本社・工場	岐阜県恵那市
ミノセラミックス商事株式会社	本社	岐阜県瑞浪市
日本セラミックエンジニアリング株式会社	本社	東京都千代田区

③ 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
耐火物事業	172(6)
プラント事業	57(-)
建材及び舗装用材事業	49(-)
不動産賃貸事業	1(-)
全社共通	50(3)
合 計	329(9)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
美州興産株式会社	30	100.0	建材及び舗装用材事業
株式会社ビョーブライト	20	100.0	耐火物事業
ミノセラミックス商事株式会社	10	100.0	耐火物事業
日本セラミックエンジニアリング株式会社	10	100.0	耐火物事業

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 400
株 式 会 社 十 六 銀 行	180

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田滋俊	606,158	5.59
太平洋セメント株式会社	510,666	4.71
吉野友裕	478,500	4.41
株式会社みずほ銀行	465,000	4.29
株式会社十六銀行	400,000	3.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	387,200	3.57
株式会社名古屋銀行	360,000	3.32
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.76
美濃窯業従業員持株会	281,470	2.59

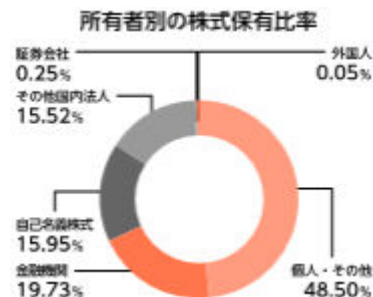
- (注) 1. 当社は、自己株式を2,059,008株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」制度及び取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が保有している当社株式 (387,200株) は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率の算定上控除しておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 31,960,000株
- ② 発行済株式の総数 10,850,820株
(自己株式2,059,008株を除く。)
- ③ 株主数 1,831名
- ④ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	1,000株	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	-	-
取締役（監査等委員）	-	-

- (注)1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」（26頁）に記載しております。
2. 上表には、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。



3 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	太田 滋 俊	美州興産株式会社 代表取締役社長 株式会社ビョーブライト 代表取締役社長 ミノセラミックス商事株式会社 代表取締役社長 日本セラミックエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
取締役	中島 正 也	専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当
取締役	山田 俊 彦	執行役員 RE事業部長兼RE営業部長
取締役	長谷川 郁 夫	執行役員 管理部門担当、総務人事部長兼経営企画担当
取締役	石川 豊	執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長兼亀崎工場長
取締役	大島 崇 文	
取締役 (監査等委員・常勤)	小塚 永 生	
取締役 (監査等委員)	高野 正 和	
取締役 (監査等委員)	澁谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	小林 宏 明	

- (注) 1. 取締役大島崇文氏並びに取締役(監査等委員)高野正和氏、澁谷英司氏及び小林宏明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験を持ち、企業経営における豊富な経験や見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
 取締役(監査等委員)高野正和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 取締役(監査等委員)澁谷英司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 取締役(監査等委員)小林宏明氏は、行政機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は、次のとおりであります。
 (就任)
 小林宏明氏は、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会において取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。

(退任)

熊澤猛氏は、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了のため退任いたしました。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小塚永生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役大島崇文氏並びに社外取締役（監査等委員）高野正和氏、澁谷英司氏及び小林宏明氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大島崇文氏及び各監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (9) 重要な子会社の状況」（22頁）に記載の当社の子会社の取締役、社外取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、(1) 中長期的な企業価値の向上と、その実現を担う有能な人材を確保、維持できる報酬水準であること、(2) 取締役それぞれに求められる役割と責任に応じたものであることを念頭に、報酬の体系と金額を決定します。

b. 取締役に対する報酬の体系と水準

当社の取締役の報酬は、(1) 月例の基本報酬(基本給)、(2) 事業年度につき2回の業績連動報酬(役員賞与)、(3) 事業年度の業績に応じた業績連動報酬(株式給付信託)の3種類とし、各々の報酬は基本方針に相応しい水準とするように公正かつ透明な手続きで決定します。

c. 基本報酬(基本給)の個人別報酬の額の決定に関する方針

月例の基本報酬は、役位、職責、同業種および類似業種で同規模の他社水準、前年度の業績および今年度の業績見込み、財務状況、従業員の給与水準などを総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬(役員賞与)である賞与の額の決定に関する方針

事業年度内の2回の業績連動報酬(役員賞与)は、前事業年度の連結営業利益に対する達成度合い、および今事業年度の連結営業利益予想をそれぞれ同等に考慮したうえで決定し、従業員の賞与の支給時期に支給します。

e. 業績連動報酬(株式給付信託)の付与株式数の決定に関する方針

取締役の報酬と会社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、事業年度毎の業績向上を目的に株式を給付するものであり、その内容については、取締役会の決議を経て2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において導入が決議された役員株式給付規程に基づき運営しており、役員退任時に累計ポイント数に応じた株式を給付します。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の概要は、以下のとおりであります。

<業績連動型株式報酬の算定方法>

業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

その詳細は、以下のとおりであります。

1. 対象者

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ・職務執行期間(前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日まで)中に在任していること
- ・株主総会決議において解任の決議をされていないこと、又は取締役等としての義務の違反があったことに起因した解任をされていないこと

2. 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という。）としております。

3. 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

① 付与ポイントの決定方法

(1) ポイント付与の時期

A. 2019年6月27日開催の第157回定時株主総会の決議で許容される範囲において、毎年定時株主総会開催日（B.に記載の場合の退任日と合わせて、以下「ポイント付与日」という。）現在における受給予定者に対して、前年の定時株主総会終結時から当年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務対象期間」という。）における役務の対価として同日にポイントを付与します。

B. Aのほか、役員を退任するときは、当該退任直後の定時株主総会日にポイントを付与します。

(2) 報酬等と連動する業績評価指標

当社は持続的な利益成長を実現するため、これまでも取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、連結営業利益を指標として用いてきております。本制度においても、毎事業年度における連結営業利益の期初目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標としております。

なお、当事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,000,000千円で、実績は1,156,806千円であります。また、翌事業年度における連結営業利益の期初目標値は800,000千円であります。

(3) 付与するポイント数

A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント

次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 別表2に定める業績連動係数
× 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント
別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(別表1) 役位別ポイント数は、以下のとおりであります。

役位	役位別ポイント数
代表取締役社長	3,000ポイント
取締役 専務執行役員	2,000ポイント
取締役 常務執行役員	1,500ポイント
取締役 執行役員	1,000ポイント
執行役員	500ポイント

(別表2) 業績連動係数は、以下のとおりであります。

連結営業利益達成度	業績連動係数
150%以上	1.2
110%以上150%未満	1.1
80%超110%未満	1.0
50%以上80%以下	0.8
50%未満	0.0

② 支給する当社株式等

「1ポイント」＝「1株」として次の算式により算出される株式を給付します（単元未満株を除く。）。単元未満株式相当分は金銭にて給付します。

③ 受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族に対し株式等を支給することとします。なお、この場合における支給は、以下の方法により遺族給付としてすべて金銭で支払うこととします。

(1) 死亡時のポイント付与時期

受給予定者が職務執行期間中に死亡したときは、当該死亡日にポイントを付与し、当該死亡直後の定時株主総会にはポイントを付与しません。

(2) 死亡時に付与するポイント数

A. 死亡日に付与するポイントは、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 1.0 × 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、死亡日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(3) 遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日における本株式の時価（※1）

（※1）権利確定日は受給予定者の遺族が、当社の指定する書類を提出した日の属する月の末日とします。また、本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

4. 当事業年度における役位別の上限となるポイント数

当事業年度において算出される役位別の上限となるポイント数は、以下のとおりであります。

役位	上限となるポイント数
代表取締役社長	3,600ポイント
取締役 専務執行役員	2,400ポイント
取締役 常務執行役員	1,800ポイント
取締役 執行役員	1,200ポイント
執行役員	600ポイント

f. 基本報酬（基本給）、業績連動報酬（役員賞与）および業績連動報酬（株式給付信託）の取締役の個人別の報酬の額に対する割合決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規において役位別に規定された比率により算定した各取締役の報酬総額について、おおむね以下の割合となるよう種類別の報酬金額を決定し支給します。

基本報酬 （基本給）	業績連動報酬 （役員賞与）	業績連動報酬 （株式給付信託）
55%	40%	5%

※使用人兼務取締役の基本報酬（基本給）は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めた割合です。

g. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役社長太田滋俊に対し、各取締役の基本報酬（基本給）の額および業績連動報酬（役員賞与）の額についての決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が経営の総合的見地から各取締役の担当部門について評価を行うのに適していると判断したためであります。また、業績連動報酬（株式給付信託）については、役員株式給付規程の規定に基づいて算出された個人別ポイント数を付与するものとします。なお、監査等委員会より、当該報酬等の内容は妥当であるとの報告を受けております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	93,896	43,170	39,086	11,640	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	13,160	11,280	－	1,880	1
社外取締役 (うち監査等委員を除く)	5,600	4,800	－	800	1
社外取締役 (監査等委員)	9,625	8,250	－	1,375	3

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会決議により導入した、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)を対象者とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の役員株式給付引当金が含まれております。
また、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に役員株式給付金440千円(1,000株)を支給しており、当該事業年度計上額73千円が業績連動報酬等の総額に含まれております。
4. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は2017年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額150,000千円以内(うち社外取締役分15,000千円以内)と決議いただいております。なお、この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名(うち社外取締役1名)です。また、同定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役)に対する報酬等の限度額を総額35,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役)の員数は3名です。
また、上記報酬枠とは別枠で、当社は2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象者とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、対象者に給付する当社株式の取得の原資として、80,460千円(当社グループ会社を含む。)を上限とした金銭を信託に拠出することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。なお、当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は27,760ポイントを上限とすることを、2021年6月29日開催の第159回定時株主総会で決議予定です。
この「株式給付信託」は2020年3月末日で終了する事業年度から2024年度3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)分として、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに48,600千円(当社グループ会社を除く。)を上限として当該株式給付信託への追加拠出を決議いただいております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第158回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して役員退職慰労金を4,200千円支給しております。(当該金額には、上記ロ. 及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額3,850千円が含まれております。)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大島 崇文	当事業年度において開催された取締役会10回のうち、社外取締役として10回出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに将来的な事業戦略について積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 高野 正和	当事業年度において開催された取締役会10回のうち、取締役監査等委員として10回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 澁谷 英司	当事業年度において開催された取締役会10回のうち、取締役監査等委員として10回出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林 宏明	2020年6月26日就任以降開催された取締役会9回のうち、取締役監査等委員として9回出席し、主に行政機関における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営執行等の適正性について有益な提案や発言を行っております。 また、2020年6月26日就任以降開催された監査等委員会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、経営全般の監視と有効な助言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社グループ会社（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- ロ 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- ハ 内部統制室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
- ニ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を監査等委員会に設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ホ 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ロ これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

③ 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリ毎に責任部門を定め、当社グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

④ 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
- ロ 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
- ハ 取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

⑤ 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
- ロ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事及び人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
- ロ 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

⑦ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
- ロ 美濃窯業グループの使用人は、業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ハ 前項にかかわらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ニ 当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、費用の前払又は精算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部統制室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に従って社内の関係規程等を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて内部通報規定を活用して、より一層、未然に法令違反の防止を図れるよう取り組んでおります。

また、内部統制室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

② リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組みを行い、適正性の確保に努めております。

④ 監査等委員会の監査体制

イ 監査等委員会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員3名で構成されております。

ロ 各監査等委員は取締役会の他、経営会議などに出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。また、代表取締役社長とは四半期決算毎に社外取締役も交えて率直な意見の交換を行っています。常勤監査等委員はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査等委員会は常勤監査等委員を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を受けております。

ハ 監査等委員会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査等委員会は常勤監査等委員を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。

ニ 監査等委員会は、監査等委員の職務を補助する使用人を置いておらず、内部統制室と協力して監査を進めております。

ホ 監査等委員の職務に要する費用は、監査等委員の請求に従い速やかに処理されております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき7.5円とさせていただきます。すでに、2020年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり7.5円と合わせまして、年間配当金は1株当たり15円となります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	9,576,487	流動負債	4,777,866
現金及び預金	2,695,659	支払手形及び買掛金	1,712,950
受取手形及び売掛金	3,474,899	短期借入金	1,270,000
電子記録債権	875,524	1年内償還予定の社債	400,000
たな卸資産	2,445,228	未払法人税等	158,335
その他	85,223	未払消費税等	139,506
貸倒引当金	△48	賞与引当金	393,070
固定資産	7,634,839	役員賞与引当金	580
有形固定資産	5,560,349	製品保証引当金	12,241
建物及び構築物	2,424,210	その他の他	691,183
機械装置及び運搬具	840,468	固定負債	1,389,272
土地	2,081,034	社債	200,000
建設仮勘定	131,351	長期借入金	80,000
その他	83,285	株式給付引当金	19,364
無形固定資産	44,097	役員株式給付引当金	12,111
投資その他の資産	2,030,392	役員退職慰労引当金	271,410
投資有価証券	1,539,009	退職給付に係る負債	545,474
繰延税金資産	228,856	資産除去債務	44,967
その他	270,893	その他	215,945
貸倒引当金	△8,367	負債合計	6,167,139
資産合計	17,211,327	純資産の部	
		株主資本	10,721,041
		資本金	877,000
		資本剰余金	1,027,957
		利益剰余金	9,303,246
		自己株式	△487,162
		その他の包括利益累計額	323,146
		その他有価証券評価差額金	318,103
		繰延ヘッジ損益	5,043
		純資産合計	11,044,188
		負債及び純資産合計	17,211,327

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売上高		11,837,383
売上原価		8,710,275
売上総利益		3,127,108
販売費及び一般管理費		1,970,302
営業利益		1,156,806
営業外収入		
受取利息	3,004	
受取配当金	42,153	
補助金収入	15,133	
雇用調整助成金	13,636	
その他	22,321	96,249
営業外費用		
支払利息	8,384	
固定資産除却損	13,359	
操業休止関連費用	10,529	
その他	3,872	36,146
経常利益		1,216,909
特別利益		
固定資産売却益	27,440	27,440
特別損失		
投資有価証券評価損	22,017	
投資有価証券売却損	2,489	24,507
税金等調整前当期純利益		1,219,843
法人税、住民税及び事業税	347,093	
法人税等調整額	14,911	362,005
当期純利益		857,837
親会社株主に帰属する当期純利益		857,837

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額	負債の部		金額
項目			項目		
流動資産		7,717,362	流動負債		4,166,800
現金及び預金		1,970,785	電買子記録債	務金	592,318
受取手形		324,061	短期借入	入金債	719,381
電子記録債権		787,934	1年内償還予定の社債	債金	1,220,000
売掛金		2,540,953	未払費用	等	400,000
製品		988,311	未払法人税等	金	122,716
仕掛品		144,401	未払消費税	金	130,128
未成工事支出金		236,623	前払費用	等	146,000
原材料及び貯蔵品		640,294	前預製費	金	124,966
前払費用		17,255	与引証の引当金	金	74,575
貸倒引当金		66,821	製品保証の引当金	金	27,863
		△80	固定負債		335,000
固定資産		7,953,618	社長期借入債	金	262,240
有形固定資産		5,342,181	株関係会社給付引当金	金	200,000
建物	物	2,220,484	役員給付引当金	金	80,000
構築物	物	131,322	退職給付引当金	金	1,075,000
焼成窯	窯	184,855	役員退職慰労引当金	金	15,494
機械及び装置	置	599,670	資産除の債	務他	7,571
車両運搬具	具	4,058	負債合計		508,542
工具、器具及び備品	品	81,500			193,580
土地	地	1,988,938			21,783
建設仮勘定	定	131,351			206,909
無形固定資産		28,782	株主資本		6,475,682
ソフトウェア	ア	22,933	資本		
その他の資産	他	5,848	資本剰余金		8,890,647
投資その他の資産		2,582,655	資本剰余金		877,000
投資有価証券	券	1,256,140	資本剰余金		1,144,986
関係会社株	式	879,314	資本剰余金		774,663
出資	金	65	資本剰余金		370,322
破産更生債権	等	6,490	資本剰余金		7,338,711
長期前払費用	用	38,601	資本剰余金		219,250
繰延税金資産	産	189,337	資本剰余金		7,119,461
その他の資産	他	221,070	資本剰余金		1,750,000
貸倒引当金	金	△8,365	資本剰余金		120,000
資産合計		15,670,981	資本剰余金		50,000
			資本剰余金		50,000
			資本剰余金		55,198
			資本剰余金		5,094,263
			資本剰余金		△470,050
			資本剰余金		304,651
			資本剰余金		299,608
			資本剰余金		5,043
			純資産合計		9,195,298
			負債純資産合計		15,670,981

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売 上		9,612,658
売 上 原 価		7,098,503
売 上 総 利 益		2,514,154
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,468,657
営 業 外 収 益		1,045,496
受 取 利 息	9	
有 価 証 券 利 息	1,186	
受 取 配 当 金	35,938	
補 助 金 収 入	13,982	
雇 用 調 整 助 成 金	13,636	
そ の 他	12,271	77,026
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,836	
社 債 利 息	3,753	
固 定 資 産 除 却 損	13,359	
操 業 休 止 関 連 費 用	10,529	
そ の 他	2,913	40,393
経 常 利 益		1,082,129
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27,395	27,395
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,017	22,017
税 引 前 当 期 純 利 益		1,087,507
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	306,493	
法 人 税 等 調 整 額	5,284	311,778
当 期 純 利 益		775,729

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

美濃窯業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士 井上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 高津清英 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 橋本健太郎 ㊞
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

美濃窯業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士 井上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 高津清英 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 橋本健太郎 ㊞
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員は会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定され、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につきましても、当該常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼任していることから、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の、会計監査人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月13日

美濃窯業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員長・取締役	小塚 永生 ㊟
監査等委員・社外取締役	高野 正和 ㊟
監査等委員・社外取締役	澁谷 英司 ㊟
監査等委員・社外取締役	小林 宏明 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月（議決権の基準日 毎年3月31日）
剰余金の配当の基準日	期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685
名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

（電話照会先） 0120-782-031（フリーダイヤル）
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載）

ホームページアドレス
<http://www.mino-ceramic.co.jp/>

※ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

ホームページのご案内

ホームページに会社情報や事業紹介、IR情報、及び最新情報を掲載しております。是非ご覧ください。

<http://www.mino-ceramic.co.jp/>

美濃窯業

検索

トピックス

令和3年度 科学技術分野の文部科学大臣表彰（創意工夫功労者賞）受賞

2021年4月14日に、当社四日市工場の社員2名が令和3年度 文部科学大臣表彰「創意工夫功労者賞」を受賞しました。

「創意工夫功労者賞」とは、優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者を表彰するものです。

業績名は「選別工程の前段取りの改善」で、四日市工場選別発送班の改善活動が高く評価され受賞となりました。当社は数年前より全社的な改善活動に取り組んでおり、その活動が評価されました。



世界初ピュアボロン振動板搭載イヤホン 共同開発

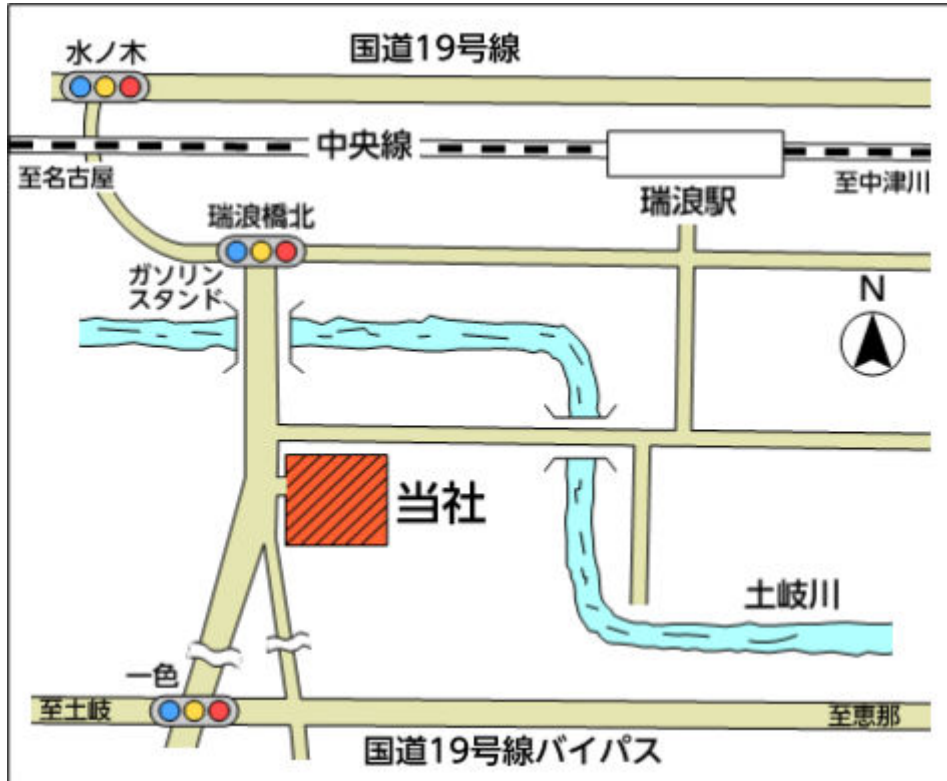
北日本音響株式会社（MotherAudio）と共同開発した、世界で初めてピュアボロン（当社製造常圧焼結B₄Cセラミックス）振動板を搭載したイヤホン『ME5-BORON』が発売されました。

『ME5-BORON』は音速12,500メートルの伝搬速度と適度な内部損失を両立したピュアボロン振動板を搭載しており、素材のもつ固有音がなく、原音に限りなく忠実で立ち上がりの早い音の実現できるため、楽器の持つ質感や臨場感のあるサウンドを楽しめる本格的なオーディオ機器です。



株主総会会場ご案内略図

- 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
- JR中央線瑞浪駅下車徒歩約7分



※会場へのご出席に際しましては、当日までの健康状態にご留意の上、マスクご持参などの感染予防にご協力をお願いいたします。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

